

「田夫・野人」覚え書き

岩崎雅彦

『風姿花伝』第二「物学条々」の序文は、物まね論の総論を記したものである。この中で世阿弥は、物まねの対象となる人体について、次のように身分の順に列挙している。

まづ国王・大臣よりはじめ奉りて、公家の御たたまずみ、武家のご進退は及ぶべきところにあらざれば、十分ならんことかたし。さりながらよくよく言葉を探ね、品を求めて、見所の御意見を待つべきをや。そのほか上職の品々、花鳥風月のことわざ、いかにもいかにも細かに似すべし。

田夫・野人のことに至りては、さのみに細かに、卑しげなるわざをば似すべからず。仮令、樵夫・草刈・炭焼・汐汲などの、風情にもなるべきわざをば、細かにも似すべきか。それよりなほ卑しからん下職をば、さのみに似すまじきなり。

ここでは「国王・大臣」「公家」「武家」など、身分の高い人体に対し、身分の低い人体を「田夫・野人」の語で一括して表している。そし

てその中でも「樵夫・草刈・炭焼・汐汲」などを、風情になり得る職業として挙げている。これらの人体を扱う曲としては「志賀」「敦盛」「阿古屋松」「融」等がある。これらの職業は、中国では古くから「漁樵」「樵歌」「牧笛」などの語で詩に詠まれ、また画題ともなってきた。自然を相手に暮らすこうした労働者の姿に、都会の知識人たちは一種の理想像を見出だしていたのであり、そこに風雅隠逸の士のイメージをも重ねていた。この考え方は日本にも伝わり、和歌や絵に多くの題材を提供している。

「田夫・野人」は、田畑や山野で働く者を意味する漢語で、『花鏡』『幽玄之堺二入ル事』にも
たとへば上臈・下臈、男女、僧俗、田夫・野人、乞食・非人に至るまで、花の枝を一房つつかざしたらんを、おしなべて見んがごとし。

と見える。能作品では、田夫の語は「阿漕」に、野人は「木賊」「草薙」に使われている。「田夫・野人」の語は、「農林業に従事する

者」という本来の意味から、「田舎者」「身分の低い者」という意味に広がり、「粗野な者」「教養の低い者」など、価値判断を含んだ言葉としても使われるようになる。能の伝書および作品では、いずれも本来の意味で使用していると見える。なお、「田夫」は近世に入ると、形容動詞的に「無風流」「野暮」といった意味で使われるようになる。

『古今和歌集』仮名序に、六歌仙の一人である大伴黒主の歌風を評して、次のように記している。

大伴黒主は、そのさまいやし。言はば、薪負へる山人の、花の蔭に休めるがごとし。

能「志賀」（作者不明。世阿弥作か）は、この黒主評をもとに作られた作品である。ところで、真名序では、この部分は次のようになっている。

大友黒主之歌、古ノ猿丸大夫之次也。頗ル有リテ逸興ニ而躰甚。如シ田夫ノ花ノ前也。

こちらでは、「田夫の花の前に息めるがごとし」とあり、「山人」ではなく「田夫」の語を用いている。

『別雷社歌合』で、判者の藤原俊成は、四番・俊恵の

しめはへてしづのあらまく小山田の春のかこひは霞なりけり

の歌の判詞に次のように記す。
右、「春のかこひ」と言へる、強きやうに

は待るを、「しめはへて」と置き、「しづのあらまく」など言へる姿、かの田夫の花の蔭に休めらん心ちして、勝たむことかたし。

ここでは、『古今集』の両序の黒主評の表現を折衷した形になっている。俊成は西行の自歌合集『御裳濯河歌合』一番の判詞にも『古今集』の序を引いて次のように記している。

或ひは絵に書ける女にたとへ、しぼめる花の匂ひ残れるによそへ、或ひは商人のよき衣着たると言ひ、田夫の花の蔭に休めるがごとしと言へり。

ここでも、遍昭・業平・康秀については、仮名序の表現をそのまま使っているにもかかわらず、黒主のみ「山人」ではなく、「田夫」の語を用いている。

また『三十二番職人歌合』の序にも、猿牽の大夫の言葉として

いはゆる田夫の花の前に休むは、我が家の風体なり。

以上のように、和歌の分野では『古今集』以来、田夫と花の取り合わせは一つの定形として受け継がれてきたもので、「物学条々」の「田夫」の語も、真名序の黒主評を踏まえたものである。『花鏡』の、「田夫・野人」を含む色々な身分の人体が、花の枝を一房ずつかさすという表現も、同様に考えられる。

説経浄瑠璃「五太力菩薩」に、姫君が和歌を

書いた短冊を結んだ桜の枝を、森本弾正が枝ごと折り取る場面がある(古典文庫『説経浄瑠璃集』二)。

姫君仰せけるやうは、「やあ弾正、みづからが興に乗じて書きしものを、いとほしたなき振る舞ひかな。ことにかく美しく咲きし花、枝もろともに手折ること、風よりもなを心なし。さても田夫のしわざや」と、こ機嫌あしくのたまへば、

この「田夫」は「無粋」の意味であるが、花の枝を折る行為を「田夫」と評しているのは、真名序以来の花と田夫の取り合わせという伝統に則しているとも言える。

「田夫・野人」と同類の語に「田夫・野老」「田夫・野叟」「田父・野人」等がある。『宝物集』(新日本古典文学大系)巻四に

(釈尊は)金輪聖王をも敬ひ給はず、田夫野叟をも欺き給はず、

とあり、『謡曲大観』「敦盛」頭注に引く同部分では「田夫野人」となっている。ここでの「田夫・野人(叟)」は「金輪聖王」と対になっており、帝王に対して身分の低い者として挙げられている。「物学条々」では「まづ国王・大臣よりはじめ奉りて」「田夫・野人のことに至りては」と、やはり「国王・大臣」「田夫・野人」を対とする文章構成になっている。なお『宝物集』巻二には、次のように「国王大臣」の語も見える。

国王大臣も貧窮なる人なり。たゞ仏法を

修行せん者のみぞ、宝を儲くる人

『太平記』巻三「主上笠置ヲ御没落ノ事」には、後醍醐天皇が笠置山から逃れる様子を次のように記している。

忝クモ十善ノ天子、玉体ヲ田夫野人ノ形ニ替ヘサセ給ヒテ、ソコトモ知ラズ迷ヒ出デサセ給ヒケル御有様コソ浅マシケレ。

この記述も、帝王と「田夫・野人」を対の形で表現する類型を踏まえたものであろう。

近年、恋田知子氏が紹介された陽明文庫蔵『雲居月双紙』(『三田国文』四十五号。平成十九年九月)は、天台真盛宗の開祖である真盛上人に帰依した尊盛法親王の死を悼んで、その弟子の盛全が文亀四年(一五〇四)に制作した草子の転写本である。この作品の中に次のような記述が見える。

たとひ転輪王の位を得たりといふとも、三宝に帰依せずは、泥梨の苦患逃るべからず。さしもいやしき田夫野人たりといふとも、念仏に誠心あらば、極楽に往生せん事うたがひなし。

ここでも「転輪王」と「田夫・野人」を対とする形になっている。このように帝王と「田夫・野人」を対とした文章構成は、一つの定型として、仏書で伝統的に用いられてきたことが確認出来る。「物学条々」の構成も、そうした類型を踏まえたものと言えるだろう。

(國學院大學非常勤講師)